

焼却灰等の放射能濃度測定結果

表1 主灰及びスラグの放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位: Bq/kg

施設名	試料 採取日	主灰又は流動床不燃物		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
中央清掃工場	9月24日	不検出(<18)	不検出(<12)	不検出
港清掃工場	9月17日	不検出(<14)	不検出(<12)	不検出
北清掃工場	9月25日	不検出(<13)	不検出(<17)	不検出
品川清掃工場	9月16日	不検出(<13)	不検出(<13)	不検出
大田清掃工場(新工場)	9月16日	不検出(<15)	不検出(<14)	不検出
多摩川清掃工場	9月4日	不検出(<18)	15	15
世田谷清掃工場 ※4	—	—	—	—
千歳清掃工場	9月15日	不検出(<17)	不検出(<17)	不検出
渋谷清掃工場 ※2	9月7日	不検出(<16)	不検出(<11)	不検出
杉並清掃工場	9月28日	不検出(<13)	不検出(<12)	不検出
豊島清掃工場 ※2	9月29日	不検出(<16)	不検出(<18)	不検出
板橋清掃工場	9月18日	不検出(<18)	不検出(<13)	不検出
練馬清掃工場	9月16日	不検出(<12)	不検出(<14)	不検出
墨田清掃工場	9月23日	不検出(<13)	不検出(<13)	不検出
新江東清掃工場	9月10日	不検出(<10)	不検出(<12)	不検出
有明清掃工場	9月8日	不検出(<17)	不検出(<12)	不検出
足立清掃工場	9月9日	不検出(<16)	22	22
葛飾清掃工場	9月14日	不検出(<11)	37	37
江戸川清掃工場	9月11日	不検出(<12)	19	19

単位: Bq/kg

施設名	試料 採取日	スラグ		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
世田谷清掃工場 ※4	—	—	—	—

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 流動床式焼却炉であり、主灰が発生しない施設であるため、測定結果には流動床不燃物の測定値を記載しています。

※3 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

※4 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。

表2 飛灰及び飛灰処理汚泥の放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
 使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位:Bq/kg

施設名	試料 採取日	飛灰		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
北清掃工場	9月25日	不検出(<17)	86	86
千歳清掃工場	9月15日	不検出(<15)	65	65
渋谷清掃工場	9月7日	不検出(<16)	28	28
墨田清掃工場	9月23日	不検出(<16)	112	112

単位:Bq/kg

施設名	試料 採取日	飛灰処理汚泥		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
中央清掃工場	9月24日	不検出(<13)	47	47
港清掃工場	9月17日	不検出(<12)	55	55
北清掃工場 ※3	—	—	—	—
品川清掃工場	9月16日	不検出(<16)	36	36
大田清掃工場(新工場)	9月16日	不検出(<13)	61	61
多摩川清掃工場	9月4日	不検出(<14)	57	57
世田谷清掃工場 ※3	—	—	—	—
千歳清掃工場 ※3	—	—	—	—
渋谷清掃工場 ※3	—	—	—	—
杉並清掃工場	9月28日	不検出(<18)	48	48
豊島清掃工場	9月29日	不検出(<16)	25	25
板橋清掃工場	9月18日	不検出(<15)	69	69
練馬清掃工場	9月18日	不検出(<14)	45	45
墨田清掃工場 ※3	—	—	—	—
新江東清掃工場	9月10日	不検出(<15)	124	124
有明清掃工場	9月9日	不検出(<13)	32	32
足立清掃工場	9月9日	不検出(<15)	84	84
葛飾清掃工場	9月14日	不検出(<18)	139	139
江戸川清掃工場	9月11日	11	210	221
中防灰溶融施設	9月3日	不検出(<16)	61	61

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

※3 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。